

第 4 回高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討部会 議事要旨（案）

1 日 時：平成 26 年 3 月 11 日（火） 13 時 00 分～ 15 時 00 分

2 場 所：都道府県会館 4 階 410 号室

3 出席者

部 会 員：野村部会長、金田副部会長、河村部会員、野竹部会員、鈴木氏（有賀部会員代理）、岩佐部会員、今井氏（篠原部会員代理）、下村部会員、丸山部会員、湯川部会員、小川氏（川井部会員代理）、松本部会員、伊勢村部会員、柚木崎氏（佐々木部会員代理）、七條部会員

オブザーバー：厚生労働省社会・援護局 鈴木専門官、国土交通省住宅局 野原課長補佐

事 務 局：米澤課長、守谷専門官、鈴木設備係長、河口事務官、尾上事務官

4 配布資料

資料 4-1：前回議事要旨

資料 4-2：モデル施設への設置事例について

資料 4-3：効果検証の結果について

資料 4-4：光警報装置の課題

資料 4-5：今後の普及方策について

参考資料 4-1：設置・維持基準（案）

参考資料 4-2：効果検証時のアンケート調査票

参考資料 4-3：光警報装置の効果検証結果（みずほ情報総研）

参考資料 4-4：光警報装置の代替措置として設置する場合（みずほ情報総研）

5 議事内容（○：部会員発言、●：事務局発言）

（1）第 3 回議事要旨（案）（資料 4-1）

資料 4-1 について事務局から説明がなされた。

修正については、検討部会 1 週間後を目途に事務局まで連絡することとされた。

（2）光警報装置のモデル施設への設置事例について（資料 4-2）

資料 4-2 について事務局から説明がなされた。

(3) 効果検証の結果について（資料４－３）

資料４－３について事務局から説明がなされた。

- 質問に対して５段階評価で回答するものについては、データ処理の方法について十分に検討して欲しい。例えば、「１」及び「２」については、効果があったと判断できるが、「３」については、どちらでもないのだから、これに含めて考えるのはおかしいのではないか。
- 了解した。
- 補聴器をはめて参加している被験者の内訳は。
- 障害程度等級が３等級の者のうち４名が補聴器をつけて参加した。
- 聴覚障がい者には音のみによる警報は、全く効果がないことが実験を見学したことで分かった。一方で、光警報装置のフラッシュライトが火災警報だということを事前に認知していれば効果が期待できることも分かった。また、健常者に対しても、音と光を組み合わせることでさらなる効果が期待できることが分かった。
- 点滅式誘導灯について、もともと施設に設置されていたものなのか。また、どのくらいの割合で誘導灯にこのような機能が備わっているのか。
- 今回のモデル施設においては、もともと設置されていたものである。点滅式誘導灯は、公共施設を中心に普及してきているものの、大きな割合を占めているものではない。

(4) 光警報装置の課題について（資料４－４）

資料４－４について事務局から説明がなされた。

- 事業者側からの意見として、現在の機器では同じ系統に設置できる光警報装置の数が限られているとはどういうことか。
- 今回の実験で使った機器については、１つの制御盤から１５個の光警報装置を発光させることができるが、広い空間で多くの光警報装置が必要になると、制御盤の数もその分必要になってくる。
- 電源は専用のものを使うということか。
- 今回、電源については、非常電源から配線を延ばしたり、蓄電池を専用に設置したりしたため、費用がかさんだ。
- 被験者及び訓練に参加した関係者からの意見として、「警報装置が火災を知らせる警報であることへの周知が今後の課題」とあるが、テレビコマーシャルなどを用いて世の中に浸透させていかなければ、効果がある設備も意味のないものになってしまう。
また、発光色について、今回の検証では白色のものを用了が、赤色は危機感をあおる色であると考えられ、目立つ色でもあるので、大空間でも効果が高いのではないかと。
- 光警報装置から発せられる光の意味について、今後、どのような形で周知しなければならないのか、関係省庁とも協議しながら考えていかなければならないと認識している。

発光色について、海外では赤色も認めている国もある。

- 赤色光については、光源が弱いため、白色光の方が認知し易いのではないかと考える。
- 2020年に東京オリンピックが開催されるにあたり、世界標準というものを考える必要がある。
つまり、発光色についても、そのような視点で1色に統一するのか、それとも場所によって色を分けるのか考える必要があるのではないか。
- アメリカ、韓国及び中国では、法制化により空港、美術館及び博物館等に、光警報装置が設置されているが、これらの場所に設置されている光警報装置の発光色は全て白である。赤色光は、フィルターが間に入るため、光の強さが減衰してしまう。認知のしやすさを第一義に考えると、光の強さを確保しなければならない。そのような意味から、白色光が世界標準として使われるのではないか。
- 色の問題や点滅周期の問題については、海外事情も踏まえて、今後整理していただきたい。
- 既存の施設に光警報装置を設置しようとすると、制御盤の設置個数、電源の確保、配線等の問題が発生する。感知器自体に光警報や音による警報を備えさせることはできないのか。
- 今後、日本国内で光警報装置が普及していけば、そういった製品の開発が進む可能性はある。
- 大規模な特別養護老人ホーム等の場合、各個室に設置していくとなると、費用的な負担が大きくなることが予想される。
- まずは、多数の人々の出入りのあるような部分を中心に、優先的に設置していくことを目指している。

(5) 今後の普及方策について（資料4－5）

資料4－5について事務局から説明がなされた。

- 点滅式誘導灯と光警報装置の点滅の周期について、異なる周期で発光させれば、それぞれが認知しやすくなるのではないか。また、昼間よりも夜間のほうが認知しやすいと感じた。
- 現行の点滅式誘導灯は、2ヘルツ基本としており、1秒間に2回点滅する。一方、光警報装置は1秒間に1回点滅することを検討している。また、光警報装置はフロア全体の装置が同期して、発光するように調整しているが、点滅式誘導灯については、そのような措置をしていないため、現状では点滅式の避難口誘導灯が目立つようになっている。
- 今後の普及方策について、設置・維持基準（案）の位置づけや今後の方向性についてはどのように考えているのか。
- 設置対象物及び設置場所については、今後更なる検討を重ねていくことが必要と考える。その間に、自主的に設置したいと考える者に対し、設置・維持基準（案）というようなガイドラインを示していくことを考えている。
- 設置対象物について、一定の広さのある空間で不特定多数の方が利用する場所が挙げられている点は賛成であるが、一方で、ホテルの客室には設置しなくて良いのか。全客室に設置する必要はないと

思うが、宿泊客から要望があった場合はそのような部屋を案内したり、可動式で付け外し自由な装置を考えたりする必要もある。

- ホテルの客室等については、光警報装置に限らず、その他の装置も含めて考えていかなければならない。

（６）その他

- 法的義務にするのか、あるいはガイドラインにするのか、いずれにしても効果があるものを普及させていくという第一歩を踏み出さなければ、普及につながっていかない。
- アメリカに行ったとき、空港や博物館に設置されている光警報装置の設置位置が、光っていない状態のときでも分かりやすかった。そのような配慮も今後必要であるとする。